

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、2050年二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティまくべつ」宣言の達成に向けて次条第1号に規定する北海道住まいのゼロカーボン化推進事業を活用し、町民等に対しゼロカーボンの推進を総合的に支援する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住まいのゼロカーボン化推進事業 北海道が定める住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱（令和5年7月19日施行）第4条に規定する補助の条件に基づき実施する事業をいう。
- (2) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。ただし、戸建住宅（賃貸住宅（公共を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に限る。
- (3) 性能向上リフォーム 既存住宅の改修工事のうち、別表第1に規定する省エネルギー性能の向上を伴う設備導入をいう。
- (4) 太陽光発電システム 既存住宅に別表第2に規定する太陽光発電、定置用蓄電池を導入することをいう。
- (5) 北方型住宅 ZERO 北海道が定める北方型住宅基準（令和5年5月31日付け建指第467号）第4(4)及び第5に適合する住宅で、別表第3に規定する要件の住宅をいう。
- (6) 住宅取得者 前号に掲げる住宅を自ら居住することを目的に新たに発注又は購入する者並びに第3号及び第4号に係る工事を工事施工業者等に発注する者をいう。
- (7) 「ZEH」補助 経済産業省及び環境省で実施しているZEH支援事業におけるZEH+（注文・建売・TP0）実証事業及び次世代HEMS実証事業による補助金をいう。
- (8) 行政ポイント 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱（令和5年要綱基準等第47号）に規定する行政ポイントをいう。

（補助金交付対象者等）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者（第10条に規定する実績報告書を提出する年度の末日までに本町に転入する者を含む。）
 - (2) 本町又は現に住所を有する市町村が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）
 - (3) 幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- 2 補助金の交付は、別表第4に規定する対象設備等ごとに、同一申請者につき1回限りとする。
- 3 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）設置承諾書（様式第1号）により賃貸住宅の所有者の承諾を受けた者は、別表第1の機器種別のうち暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコンを設置する場合において、戸建住宅のほか、当該賃貸住宅に設置する場合も性能向上リフォームとして補助金の交付対象者としてすることができる。

（補助の条件）

第4条 本事業の対象は、次の要件に該当することを条件とする。

- (1) 補助金の交付対象事業は、令和6年7月10日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものとする。
- (2) 建築基準法その他関係法令に、法令違反がないこと。
- (3) 第2条第7号の補助金が交付されていないこと（予定を含む。）。
- (4) 第2条第5号の住宅取得者は、竣工後少なくとも2日以上、当該住宅を展示の用に供すること。
- (5) 住宅取得者は、北海道及び幕別町が既存住宅の性能向上リフォーム、太陽光発電システム及び北方型住宅 ZERO の導入促進を図ることを目的に、住宅の写真及び工事内容を広報やホームページ（以下「広報等」という。）に必要な範囲で利用することを許諾すること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別表第4の規定により算出した額とし、1円につき1ポイントに換算し、行政ポイントとして交付する。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付申請書（様式第2号）に別表第5に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付の申請期限は、当該年度の2月10日までとする。ただし、申請期限が幕別町の休日を定める条例（平成2年条例第37号）第1条第1項に定める町の休日の場合は、翌開庁日とする。
- 3 町長は、前項に規定にかかわらず、第1項の申請を受け付けることによって補助金の交付予定額が予算の範囲を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請書を受け付けないものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定を受けた内容の変更）

第8条 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）変更等承認申請書（様式第4号。次条において「変更等承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額を変更するとき。
- (2) 補助金の内容を変更するとき。
- (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 交付決定者は、交付決定を受けた事業が第10条に規定する実績報告の期限までに完了の見込みが立たない場合は、あらかじめ、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）繰越承認申請書（様式第5号。次条において「繰越承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更等の承認）

第9条 町長は、前条の規定による変更等承認申請書及び繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）変更等承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、設備等の施工完了から30日を経過する日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）実績報告書（様式第7号。次条において「実績報告書」という。）に別表第6に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付額確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の支払）

第12条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助金を行政ポイントとして交付するものとする。

（財産処分の制限）

第13条 この要綱に基づく補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、減価消却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間、取得財産等を町長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をしてはならない。

（交付決定の取消）

第14条 町長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号いずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 町長は、第1項及び前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付決定取消し通知書（様式第9号）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、現金でその返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているとき

は、期限を定めて、現金でその返還を命ずるものとする。

(手続きの代行)

第 16 条 別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に規定する設備等を設置又は施工する事業者（以下「**手続代行者**」という。）は、申請者に代わって第 6 条、第 8 条及び第 10 条に規定する手続きを行うことができる。

2 前条の手続きを手続代行者に委任しようとする申請者は、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）申請等に関する委任状（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第 1 項の手続代行者が偽りその他不正な手段により当該手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。

4 町長は、前項の調査の結果不正行為があったと判断した場合は、第 1 項の申請を取消することができるものとする。

(状況調査)

第 17 条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった対象設備等の設置状況等の調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 10 日から施行する。

(幕別町行政ポイント付与事業実施要綱の一部改正)

2 幕別町行政ポイント付与事業実施要綱(令和 5 年要綱基準等第 47 号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

住まいのゼロカーボン化推進事業	450,000 ポイント
-----------------	--------------